

各管区警察局長
警視総監殿
各道府県警察本部長

警察庁交通局長

国際海上コンテナに係る制限外積載許可の取扱いについて

見出しのコンテナについては、従前、道路交通法第57条第3項に基づく制限外積載の許可の対象としないこととしていたが、今般、一部のものについて許可申請の対象とすることとしたので、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、道路管理者においても、道路法に基づく通行の許可について、同様にこれを認める取扱いとすることとなっているので許可に当たっては、連絡を密にし、取扱に齟齬のないようにされたい。

記

1 国際海上コンテナのうち、長さ40フィート、高さ9フィート6インチのコンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで、国内で積替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で輸送されるものをいう。以下「9'6"コンテナ」という。）については、許可申請の対象とする。

これは、9'6"コンテナについては、超低床式のシャーシ（9'6"コンテナを積載して高さが3.8m以下となるもの）の開発導入が不可能であること及び国際複合一貫輸送の用に供されているコンテナの性格に鑑み、「貨物が分割できないもの」として、許可申請の対象とすることとしたものである。

2 今回の特例措置は、9'6"コンテナについての措置であり、コンテナ専用シャーシにより道路交通法による高さ制限に抵触することなく輸送することが

可能な海上コンテナ及び国内貨物を輸送するコンテナについては、特例措置をとるものではない。また、特例措置は、海上コンテナに係る諸事情の特殊性を踏まえた措置であって、これにより国内車両の諸元の規制の取扱いについて何らの変更を生ずるものではない。

この旨、申請者に対しても周知徹底させること。

3 今回の特例措置の実施に伴い、貨物を収容していない9'6"コンテナ（輸出のために輸送される場合又は輸入貨物を運搬後回送される場合に限る。）の積載についても、今後、同様の取扱いをすること。

4 その他

(1) 9'6"コンテナに係る許可の審査については、都道府県警察本部において取扱うこと。

(2) 許可申請経路が1の都道府県警察の管轄外に及ぶ場合にあっては、申請を受けた都道府県警察は、管区警察局長及び関係都道府県警察と連携を密にすること。

(3) 9'6"コンテナに係る制限外積載許可の取扱い手続等については、「制限外積載許可取扱い要領」（昭和44年5月1日付警察庁交通局長）によらず、別途指示するところによること。